

「社会権[法]」を通路とする Kommunismus の展望

竹内章郎

(岐阜大学)

主要には「先進」資本主義社会を考えるに留まる本報告は、趣意書の意図に反するかもしれないが、またマルクスの想定外の内容も含みはするが、大筋『経哲草稿』以降のマルクスにはほぼ共通する思想の延長上にあるつもりである。従ってソシアリズムも、端的には『ゴータ綱領批判』が示す Kommunismus の低次段階であり、この低次段階が高次段階に至る過程としてのみある以上、ソシアリズムへの回路もかの高次段階の想定と共にある。加えて新たな回路と雖も、Kommunismus に関わる反面教師的内容を含む歴史的蓄積全てへの依拠は否定しえない。否定すればマルクス以前の啓蒙主義に逆戻りするからである。本報告では言及できないこの反面教師的内容の中心は勿論、旧・現「社会主義国」の経験と事実上これに依拠しがちな「マルクス主義」だが、これを除く歴史的蓄積の意義も大きい。

歴史的蓄積の中で革命論が皆無の近年では忘却されがちだが、「社会権[法]」を通路とする Kommunismus を展望する際に特に重視したいのが、全国唯研団塊世代諸氏により 1970 年～90 年代には既に達成されていた相互に深く関わる次の業績である。逐一の氏名は略すが第一は、現代(射程は長い)の「先進」資本主義社会の社会変革志向が、従来 Kommunismus の高次段階でのみ解決可能とされてきた、階級の廃棄自体とは異なる点の比重を高めたという指摘である。特に平等の比重増が、本報告の「社会権[法]」の平等性重視に繋がる。

第二に Kommunismus 的革命論は、階級社会からの過渡期社会論としてこそその名に値するが、これを指摘し過渡期に内在して *assoziiert* な生産様式とそこでの透明な社会的関係（『資本論』）に注目し、*Kombination* に対置される *Assoziation* を説いた議論がある。運動と理念の統一としての Kommunismus も捉えるこの *Assoziation* 論は、「交換価値の交換ではない交換」（『要綱』）も示すが、そこでの共同性に「社会権[法]」的共同性が通じる。

第三に内在的変革論の別方向からの指摘でもあるが、資本主義＝階級社会が孕んだ社会的リベラリズムとそこでのコレクティヴィズムや社会財等への着目が、所有的個人主義の克服を志向した点がある。これは事実上「社会権[法]」の実現自体やその基盤としての累進課税等の重視に、また「社会権[法]」を Kommunismus の直接の契機とする点に直結する。

第四はマルクスによる近代ブルジョア社会＝階級社会の批判は、社会的諸関係の分裂と一体の人間存在の転倒を止揚する Kommunismus に至るとする指摘だが、この生産次元に留まらない欲求次元の共同性も重視することになる人間観の変革＝転倒の止揚志向は、私的所有に依拠する人間観の対極を示す共同的な「社会権[法]」的人間観に通じるものがある。

第五に人間関係を物象関係に転倒させる問題を突く物象化論の精緻化は、物象化を

《シンポジウム》
「新しいソーシャルリズムへの回路」

物化⇨自然化に至るものとして把握すべきだとしたが、この指摘を通じて、自然(自明)視されがちな私的所有に依拠した市民権[法]の物象性が把握され、同時に原理的には市場の外部に依拠して脱物象化的にのみ可能な「社会権[法]」の把握もが可能になる。この点からも「社会権[法]」は、全般的な脱物象化の実現たるコミュニズムの重要な契機になりえよう。

本報告はコミュニズムへの小さな一契機を、しかも法学的幻想への陥穽(『ド・イデ』)に苛まれつつ示す抽象論に留まるが、新自由主義の跋扈で弱体化した「社会権[法]」の復興を求める現実内在的変革論でもある。ただ私的所有権に代えての生存権論(Robespierre)にまで遡るか否かは別にしても、階級社会・資本擁護の無花果の葉としての福祉国家から社会民主主義的成果としてのそれにまで至る福祉国家の毀誉褒貶を、「社会権[法]」自体も免れえない。これは原理上、福祉国家⇨「社会権[法]」が階級妥協の産物だという論点だが、この論点は初期社会法=工場法への両義的評価(『資本論』)、つまり労働者保護とその地位強化を進めつつ資本主義的搾取を秩序化するという評価(Rosa Luxemburg)に遡る。

だが大きくは社会保障権[法]と労働権[法]からなる「社会権[法]」は階級妥協の片面としては本来、私的所有を根拠とする物象化された不平等な市民権[法]の延長上では存在しえず、「社会主義理論を採用せずに社会主義的法律を求める希望」(Dicey)、また「資本主義を否定する要素を資本主義にとりこんだもの」(加藤栄一)として、資本主義性と矛盾する超資本主義性・脱物象性を持つ。つまり階級差別に至る<富とリスク>の私的所有的偏在を自明視する物象化に囚われなければ、道徳主義には拠らずに、<「富」と「リスク」相互の普遍的共同性・集団性>——<富>の<リスク>への内在、<リスク>の<富>への内在——に基礎付けられるが故に、平等な「社会権[法]」には超資本主義性がある。なおこうした<富とリスク>は、資本-賃労働を含む富裕と貧困のみならず、安全と災害、健康・健常と疾病・障がいにも至り、それ故にこそ、労働運動に担保され原理上は労働領域に限定されがちだった従来の「社会権[法]」は、文字通り全ての人のものになりうる。

私的所有・市場の外部に依拠するが故に物象化批判の基盤ともなる<富とリスク>相互の普遍的共同性・集団性とこれを根拠とする「社会権[法]」の実現は、例えば優れた福祉実践に典型的な社会関係・人間関係において、コミュニズムに想定される共同的欲求や共同的生産等(『要綱』)の契機となり、私的所有に基づく人間観を覆して共同性に基づく新たなコミュニズム的人間観の契機ともなる。勿論、多国籍企業化=新自由主義化により貧困化した「第三世界」と格差・差別の拡大を内包した「先進」資本主義社会という現状からすれば、コミュニズムを展望する「社会権[法]」論自体にも、多国籍企業・市場の世界的規制と、規制の内実ともなる *assoziiert* な労働や直接に社会的な生産・所有とその際の多様な *Assoziation* の展望が斬新的にせよ伴わねばならない。こうした「社会権[法]」による搾取の「一定の奪還」の高度化は、資本-賃労働関係=階級関係や搾取の廃棄自体を意味しないにせよ、階級差別の緩和を通じて階級の廃棄への契機となるのではなかろうか。

《シンポジウム》
「新しいソーシャルリズムへの回路」

別言すれば、搾取の「一定の奪還」を高度化する税徴収の高度な累進性（tax haven 廃棄等も）等々に向かう本格的な市場⇌資本規制と、そのための「社会権[法]」的要求をも核とする階級闘争を担いうる労働運動や広範な社会運動が可能なら、階級支配の道具としての国家の比重減と共同事務機構としての国家の比重増が、また国家の死滅が展望される。更にこの展望と一体の市場の大変容は、貨幣の性格転換にも及んで私的所有自体も変容し、これらが能力観の変容にも至ってコミュニズム的人間観を彫琢する。こうした「社会権(法)」的議論は階級の廃棄のための武器となって、豊かな階級闘争の構想にも繋がる。

なお新たなコミュニズムへの回路には今後も少なくとも、私的所有を制度次第とし税構造抜きの先験的私的所有肯定を誤りとする等の良質のリベラリズム(Nagel)及び、旧優生保護法下での優生思想的差別の告発・被害補償を求める等の真摯なアナキズム志向との共同が必須だろう。当日は本稿の後半に少し立入り、「社会権[法]」の内実を軸に話をしたい。